

瀬戸川朝比奈川非出資漁業協同組合 遊漁規則
内 共 第 16 号 第 五 種 共 同 漁 業 権

(目 的)

第1条 この規則は、瀬戸川朝比奈川非出資漁業協同組合が免許を受けた内共第16号第五種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という)の区域において組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物(あゆ、あまご、おいかわ)の採捕(以下「遊漁」という)についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ第6条の遊漁料を納付しなければならない。

(漁具漁法の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる遊漁は、それぞれイ欄の遊漁の方法により、ウ欄の規模の範囲内において、エ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければこれを行ってはならない。

ア 漁 種	イ 漁 法	ウ 規 模 等	エ 区 域	オ 期 間
ア ュ	友 釣	掛針 4 本以内	全 区 域	6 月 1 日から 12 月 31 日まで
	ル ア ー 釣	〃	〃	〃
	ド ブ 釣	針 3 本以内	〃	〃
	流 し 毛 針 釣	針 7 本以内	〃	〃
	追 だ も	タテ 40cm ヨコ 30cm 以内	全 区 域 但し保護区域除く	7 月 1 日から 12 月 31 日まで
アマゴ	和 式 毛 針 釣	通称 テンカラ	全 区 域	3 月 1 日から 9 月 30 日まで
	フ ラ イ		〃	〃
	餌 釣	針 1 本	〃	〃
オイカワ	毛 針 釣	流し毛針釣 針 7 本以内	〃	周 年
	餌 釣	針 2 本以内	〃	〃

2 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄の漁業の方法により、ウ欄の区域内において、エ欄の期間中遊漁をしてはならない。

ア 魚 種	イ 漁具漁法	ウ 区 域	エ 期 間
全 魚 種	全ての漁具漁法	瀬戸川朝比奈川合流点 下流入江橋から河口まで	10 月 1 日から 12 月 31 日まで
全 魚 種	全ての漁具漁法	瀬戸川宮原頭首工上流端 から下流 40m までの区域	周 年

(全長制限)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア 魚 種	イ 全 長
ア ュ	7 c m 以下
ア マ ゴ	12 c m 以下
オ イ カ ワ	5 c m 以下

(釣大会等のため遊漁制限)

第5条 組合が釣大会を開催するため、一定期間、一定の区域における遊漁を制限した場合は、これに従わなければならない。

2 組合は、前項の制限をしようとする場合は、その10日前までにその旨を公示しなければならない。

3 前項の公示は、組合の掲示場に公示するものとする。

(遊漁料の額及び納付の方法)

第6条 第2条の規定により遊漁する場合の遊漁料の額は、次の表のとおりとする。

漁 種	区 域	漁具漁法	遊 漁 料 (円)		
			1 日	1 年	
オ イ カ ワ	全 域	餌 釣	3 0 0		
	〃	毛 針 釣			
ア マ ゴ	〃	餌 釣	1, 0 0 0	4, 0 0 0	
	〃	和 式 毛 針 釣			
	〃	フ ラ イ			
ア ュ	〃	友 釣	1, 0 0 0		
	〃	ル ア ー 釣			
	〃	ド ブ 釣			
	〃	流 し 毛 針 釣			
	〃	追 だ も	1, 5 0 0	7, 0 0 0	

2 遊漁料は、次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、遊漁する場所において漁場監視員に納付する時の遊漁料は、上表の額に、オイカワ1日釣300円、その他500円を付加した額とする。

- (1) 当組合事務所（藤枝市平島665-63）
- (2) ㈱フィッシング遊 焼津街道店（藤枝市築地524-1）
- (3) ㈱イシグロ焼津店（焼津市大覚寺3丁目16-8）
- (4) (有)山本石油（藤枝市岡部町桂島1074-2）
- (5) キッチンセとや（藤枝市本郷876）

(遊漁証に関する事項)

第7条 組合は、第2条の遊漁料の納付を受けたときは、次に掲げる字句を記載した遊漁承認証（以下「遊漁証」という）を交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所（1日券は除く）
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法

- (5) 遊漁料の額
 - (6) 発行日
 - (7) 発行者名
- 2 遊漁証の交付は、前条第2項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。
 - 3 遊漁証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第8条 遊漁者は、遊漁する場合には遊漁証を携帯し、漁場監視員の要求のあったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。
 - 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

- 第9条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。
- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを標示する(4)の腕章をつけなければならない。
 - (1) 住所・氏名・年齢
 - (2) 発行日
 - (3) 発行者名

(違反者に対する措置)

- 第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合、既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

(附 則)

この規則は、令和8年5月12日から施行する。

遊漁証並びに漁場監視員章 様式

(1) 1 日

No.	
遊 漁 証	
下記のとおり遊漁を承認する。 記 年 月 日	
漁具漁法	
漁 種	
遊 漁 料	
発行者	
組 合 ⑩	
扱 者 ⑩	
.....	
No.	年 月 日
1 日魚種漁具漁法	
扱 者 ⑩	

(2) 1 年

No.	
遊 漁 証	
下記のとおり遊漁を承認する。 記	
遊 漁 者	住 所 氏 名 年 令 才
承認期間 (魚種別)	
漁具漁法	
遊 漁 料	
発行日	
発行者	
組 合 名 ⑩	
扱 者 ⑩	
.....	
No.	平成 年度
1 年魚種漁具漁法	
住 所	氏 名
年 令 才	
扱 者 ⑩	

(3)

写 真	No.
漁場監視員証	
下記のは当組合の漁場 監視員であることを照明す る。	
住 所	
氏 名	
年 令	
発行日	
発行者	
組 合 ⑩	

(4) 監視員腕章

監 視 員	
⑩	
氏	名

(3)の裏面には任意事項を記載